

本紙は、子育てエコホーム支援事業補助金 交付申請書のサンプルです。
実際の交付申請書は、事務局が提供するシステム上で作成されるため、独自に加工・作成したものは一切利用できません。

子育てエコホーム支援事業補助金
(様式2)

令和 6 年 ○ 月 × 日

子育てエコホーム支援事業事務局 殿

子育てエコホーム支援事業補助金 交付申請書

子育てエコホーム支援事業補助金交付規程第6の規定に基づき、子育てエコホーム支援事業補助金の交付を受けるため、以下のとおり交付申請を行います。

なお、住宅事業者（交付申請者）が同規程に定める要件に適合すること、及び補助事業者の責務を履行することを誓約するものとして、「子育てエコホーム支援事業補助金 共同事業実施規約」を添付します。

【補助事業者】

登録事業者番号	S123456	
交付申請者 (個人事業主氏名)	株式会社子育てエコホーム	
代表者	肩書	代表取締役
	氏名	子育て太郎
住所	〒100-9999 東京都千代田区霞が関 1丁目 2024 番 1号	
担当者氏名	子育て二郎	

【共同事業者】

氏名 (住宅取得者等)	注文太郎
現住所	〒100-×××× 東京都 港区 △△町 1-1-1

【交付申請する補助事業】

交付申請番号	XXXXXXXXXX		
申請タイプ	注文住宅の新築		
住宅の所在地	〒200-×××× 東京都 渋谷区 ○○町 9-9-9		
交付申請額	1,000,000円		
対象工事の着手日	令和6年○月○○日	引渡(予定)日	令和6年△月△△日

【注意事項】 ・印字することのできない一部の人名漢字等を、常用漢字もしくはひらがなに置きかえている場合があります。

記入見本

子育てエコホーム支援事業補助金 共同事業実施規約（新築用）

子育てエコホーム支援事業（以下、「本事業」という。）に係る補助金（以下、「本補助金」という。）の交付を受けるため、甲（「エコホーム支援事業者」として登録を受ける住宅事業者）及び乙（本補助金の補助事業に係る工事請負契約又は不動産売買契約（以下、「本契約」という。）を甲と締結する者）及び丙（本補助金の要件を満たすために乙と共同で交付申請を行う乙と同居する子又は配偶者等）は、互いに以下の共同事業実施規約（以下、「本規約」という。）に同意し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届け出ます。

甲及び乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認する。

第1条（要件等の確認）

- 甲及び乙は、本補助金の交付規程及びマニュアル類等（以下、「交付規程等」という。）をよく参照し、交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負う。
- 2 乙は、本補助金の要件を満たすために丙と共同して本補助金の交付申請を行うことができる。ただし、乙は、交付申請にあたり、本規約及び交付規程等が定める丙が果たすべき義務等について、丙が理解し、履行することについて責任を負う。
- 3 甲及び乙は、以下の（イ）から（ホ）の全ての事項について、了解する。
- （イ）本補助金の交付申請が正しく提出されるまでに、本補助金の予算が終了した場合、本補助金の交付を受けられないこと
- （ロ）本補助金の補助対象となる住宅（以下、「本住宅」という。）について、補助対象が重複していない場合を除き、国庫補助を財源とする他の補助金との併用は行わないこと
- （ハ）甲及び乙が、前号に違反する疑いがある場合に、子育てエコホーム支援事業事務局（以下、「本事務局」という。）は、当該疑いのある国庫補助を財源とする他の補助事業の所管先に本補助金の交付申請の情報を提供し、共同して調査及び確認
- （ニ）甲及び乙は、補助事業完了後から10年間、本事務局の承認なく、本補助金の交付を受けた住宅を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならないこと（本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行う場合を除く。）
- （ホ）甲から本事務局に提出した乙及び丙の個人情報の利用、保存及び管理には、①住宅省エネ2024キャンペーンのプライバシーポリシー及び②本事業のプライバシーポリシーが適用されること
- ① <https://jutaku-shoene2024.mlit.go.jp/privacy/>
- ② <https://kosodate-ecohome.mlit.go.jp/privacy/>

2 乙は、以下の（イ）から（ハ）の条件を満たすことを甲に申告する。

- （イ）丙が前項の（イ）及び（ロ）に該当しないこと
- （ロ）本住宅が、本補助金における他の交付申請の補助対象となっていないこと
- （ハ）乙及び丙が、他の交付申請により、本補助金の交付を受けていないこと（本住宅とは別の住宅において、自ら居住することを要件としないリフォームに係る交付申請による本補助金の交付を受けた場合を除く。）

第3条（交付申請等）

- 本補助金の交付申請等の一切の手続きについて、乙は甲に委託し、甲はこれを受託する。委託を受けた甲は、本規約締結後遅滞なく本補助金の交付申請等の手続きを行い、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。
- 2 甲及び乙は、本規約締結後交付申請の提出に至るまでの間、本事務局がホームページで公表される本事業の執行状況及び予算の執行状況について、隨時確認するものとする。
- 3 本補助金の交付後であっても、乙及び丙は、甲が乙に本住宅の引渡しを行った後速やかに本住宅に入居し、当該事実が確認できる住民票の写しを甲に提出するなど、甲が行う手続きに協力しなければならない。

第4条（本補助金の支払と還元）

- 本補助金は、甲の提出する交付申請に本事務局が交付決定を行った後、以下の（イ）又は（ロ）のいずれか早い時期に、本事務局が甲が指定した甲の口座に振込を行うことで交付される。
- （イ）令和6年度末日
- （ロ）甲の完了報告が適正に提出されたことを確認した後、本事務局が指定する支払日
- 2 甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①又は②の方法のうち、本規約に署名した際に合意する方法により乙に還元する。
- ①**本契約に係る乙の甲に対する債務（最終支払に限る。）に充当する方法**
- ②**現金で支払う方法（ただし、本契約に係る代金が精算済みであり、乙の甲に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限る。）**
- 3 補助金支払日以前に甲に破産手続開始決定がなされた場合、事務局は、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。破産手続開始決定前においては、破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあると事務局等が認める場合には、本補助金の支払いを留保する場合がある。

4 甲は、第1項の補助金支払日までに本補助金を受領するために必要な一切の手続きを完了しなければならない。第1項に定める補助金支払日において、事務局等の責によらない事由により甲に本補助金を交付することができない場合、事務局は別途本補助金の受領期限を定めて甲に通知するものとし、当該受領期限までに本補助金を交付することができない場合には、事務局等は本補助金の交付決定を取り消し、補助金を不交付とすることができるものとする。

第5条（本規約の解除）

乙は、甲が以下の①～③のいずれかに該当する場合、甲に書面で通知することにより、本規約を解除することができる。

- ① 甲が破産手続開始の申立てを行い、又はかかる申立てを行うおそれがあると事務局が合理的に判断した場合
 - ② 甲が事務所、店舗、営業所等すべて閉鎖した場合、その他甲が事業を継続していることが確認できない場合
 - ③ 甲が乙及び事務局等からの連絡に正当な理由なく応答しない場合
- 2 前項に基づき乙が本規約を解除するにあたっては、乙は事前に本事務局に対してその旨を通知するものとする。
- 3 第1項に基づき乙が本規約を解除した場合には、事務局等は、その裁量により、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。

第6条（本補助金の申請ができない場合等の取り決め）

甲及び乙は、以下の（イ）～（ニ）に該当する各事由により、

本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等をその責めの程度を勘案して負担するものとし、負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わなければならない。

- (イ) 交付申請が正しく提出される以前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合
- (ロ) 本規約第2条において虚偽の申告をした場合
- (ハ) 本規約第3条について不正若しくは怠慢を行った場合
- (ニ) その他、本事務局が本補助金の交付目的に反すると判断し、補助金の交付を行わなかった場合

2 甲及び乙は、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられないこととなった場合等には、前項の取り決めに従い、損失等の負担の範囲とその方法について、誠実に協議を行うものとする。

第7条（補助金の返還等）

甲及び乙は、補助金の交付規程第15に相当する理由で補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。

2 本事務局と国は、前項及び本規約第4条第2項に規定する補助金の還元に関して、甲並びに乙及び丙との間に生じた紛争やあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに同意する。

令和6年1月17日制定
令和6年3月22日改定※1

※1：令和6年4月22日以前に契約する補助事業は、令和6年1月17日制定の書式でも交付申請が可能です。

令和6年4月23日以降に契約する補助事業は、令和6年3月22日改定の書式でのみ交付申請が可能です。

甲及び乙は、本規約を2通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ1通を保管し、その写しを事務局に提出するものとする。

締結日：令和6年〇月〇日			
【甲】建築事業者又は販売事業者※2		【乙】建築主又は購入者	
住所	〒100-9999 東京都千代田区霞が関1丁目2024番1号	補助金 還元方法※3	<input checked="" type="checkbox"/> 本件契約に係る乙の甲に対する債務(支払) に充当する方法 <input type="checkbox"/> 甲が乙に現金で支払う方法
事業者名	株式会社子育てエコホーム	住所	〒100-XXXX 東京都港区△△町1-1-1
代表者氏名※4	子育て 太郎 	氏名※4	(フリガナ) チュウモン タロウ 注文 太郎 
【丙①】※5※6 *乙が記名			
住所	<input checked="" type="checkbox"/> 乙と同居 <input type="checkbox"/> 乙と非同居（住宅の完成後に同居します）		
氏名	(フリガナ) チュウモン ハナコ 注文 花子		
【丙②】※5※6 *乙が記名			
住所	<input type="checkbox"/> 乙と同居 <input type="checkbox"/> 乙と非同居（住宅の完成後に同居します）		
氏名	(フリガナ)		

※2：請負契約、若しくは、売買契約の締結者と同じ者が記名及び社印を押印（個人事業主は実印）すること。
(必ずしも代表取締役である必要はありません。)

※3：甲乙が同意した内容について、乙が記入すること。

※4：自筆による署名の場合、押印は任意とする。（法人の場合は押印が必須）

※5：（若者夫婦世帯として申請する場合）

乙が若者夫婦のいずれかである場合、丙①にはその配偶者の氏名を乙が記名すること。（丙②は記名不要）

乙が若者夫婦の親等である場合、丙①②には同居する若者夫婦の氏名を乙が記名すること。

※6：（子育て世帯として申請する場合）

乙が子育てを行う者である場合、丙①にはその子の氏名を乙が記名すること。

記入見本

子育てエコホーム支援事業事務局 殿

子育てエコホーム支援事業補助金 共同事業実施規約（リフォーム用）

子育てエコホーム支援事業（以下、「本事業」という。）に係る補助金（以下、「本補助金」という。）の交付を受けるため、甲（「エコホーム支援事業者」として登録を受ける住宅事業者）及び乙（本補助金の補助事業に係る工事請負契約（以下、「本契約」という。）を甲と締結する者）及び丙（本補助金の補助額上限の引き上げを受けるために乙と共同で交付申請を行う乙と同居する子又は配偶者等）は、互いに以下の共同事業実施規約（以下、「本規約」という。）に同意し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届け出ます。

甲及び乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認する。

第1条（要件等の確認）

- 甲及び乙は、本補助金の交付規程及びマニュアル類等（以下、「交付規程等」という。）をよく参照し、交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負う。
- 2 乙は、子育て世帯又は若者夫婦世帯として補助金の補助額上限の引き上げを受けるために丙と共同して本補助金の交付申請を行うことができる。ただし、乙は、交付申請にあたり、本規約及び交付規程等が定める丙が果たすべき義務等について、丙が理解し、履行することについて責任を負う。
- 3 甲及び乙は、以下の（イ）から（ヘ）の全ての事項について、了解する。
- （イ）本補助金の交付申請が正しく提出されるまでに、本補助金の予算が終了した場合、本補助金の交付を受けられないこと
- （ロ）本補助金の補助対象となるリフォーム工事（以下、「本リフォーム」という。）について、補助対象が重複していない場合を除き、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと
- （ハ）甲及び乙が、前号に違反する疑いがある場合に、子育てエコホーム支援事業事務局（以下、「本事務局」という。）は、当該疑いのある国庫補助を財源とする他の補助事業の所管先に本補助金の交付申請の情報を提供し、共同して調査及び確認（現地確認を含む。）を行うことがあること
- （ニ）本リフォームを行った住宅（以下、「本住宅」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならないこと
- （ホ）甲及び乙は、補助事業完了後から10年間、本事務局の承認なく、本補助金の交付を受けた住宅を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならないこと（本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行う場合を除く。）
- （ヘ）甲から本事務局に提出した乙及び丙の個人情報の利用、保存及び管理には、①住宅省エネ2024キャンペーンのプライバシーポリシー及び②本事業のプライバシーポリシーが適用されること
- ① <https://jutaku-shoene2024.mlit.go.jp/privacy/>
- ② <https://kosodate-ecohome.mlit.go.jp/privacy/>

還を求められたことがある者

- （ロ）暴力団若しくは暴力団員であること、又は暴力団若しくは暴力団員と不適切な関係にあること
- 2 乙は、以下の（イ）及び（ロ）の条件を満たすことを甲に申告する。
- （イ）本住宅が、本補助金における新築に係る交付申請の補助対象となっているないこと
- （ロ）本リフォームが自ら居住することを要件とするリフォームである場合、乙及び丙が、本住宅とは別の住宅において、新築又は自ら居住することを要件とするリフォームに係る本補助金の交付を受けていないこと

第3条（交付申請等）

本補助金の交付申請等の一切の手続きについて、乙は甲に委託し、甲はこれを受託する。委託を受けた甲は、本規約締結後遅滞なく本補助金の交付申請等の手続きを行い、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。

- 2 甲及び乙は、本規約締結後交付申請の提出に至るまでの間、本事務局がホームページで公表される本事業の執行状況及び予算の執行状況について、隨時確認するものとする。

第4条（本補助金の支払と還元）

本補助金は、甲の提出する交付申請に本事務局が交付決定を行った後、補助金支払日として指定する日に甲に交付される。

- 2 甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①又は②の方法のうち、本規約に署名した際に合意する方法により乙に還元する。

- ①**本契約に係る乙の甲に対する債務（最終支払に限る。）に充当する方法**
- ②**現金で支払う方法（ただし、本契約に係る代金が精算済みであり、乙の甲に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限る。）**

- 3 補助金支払日以前に甲に破産手続開始決定がなされた場合、事務局は、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。破産手続開始決定前においては、破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあると事務局等が認める場合には、本補助金の支払いを留保する場合がある。

- 4 甲は、第1項の補助金支払日までに本補助金を受領するために必要な一切の手続きを完了しなければならない。第1項に定める補助金支払日において、事務局等の責によらない事由により甲に本補助金を交付することができない場合、事務局は別途本補助金の受領期限を定めて甲に通知するものとし、当該受領期限までに本補助金を交付することができない場合には、事務局等は本補助金の交付決定を取り消し、補助金を不交付とできるものとする。

第2条（申告）

- 甲及び乙は、以下の（イ）及び（ロ）に該当しないこと（甲においては、甲の役員等（実質的に経営に関与する者を含む。）が（ロ）に該当しないことを含む。）を互いに申告する。
- （イ）過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金において、本補助金の交付規程第15に相当する理由で補助金の返

第5条（本規約の解除）

乙は、甲が以下の①～③のいずれかに該当する場合、甲に書面で通知することにより、本規約を解除することができる。

- ① 甲が破産手続開始の申立てを行い、又はかかる申立てを行うおそれがあると事務局が合理的に判断した場合
- ② 甲が事務所、店舗、営業所等をすべて閉鎖した場合、その他甲が事業を継続していることが確認できない場合
- ③ 甲が乙及び事務局等からの連絡に正当な理由なく応答しない場合

2 前項に基づき乙が本規約を解除するにあたっては、乙は事前に本事務局に対してその旨を通知するものとする。

3 第1項に基づき乙が本規約を解除した場合には、事務局等は、その裁量により、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。

第6条（本補助金の申請ができない場合等の取り決め）

甲及び乙は、以下の（イ）～（ニ）に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等をその責めの程度を勘案して負担するものとし、負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わなければならない。

（イ）交付申請が正しく提出される以前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合

（ロ）本規約第2条において虚偽の申告をした場合

（ハ）本規約第3条について不正若しくは怠慢を行った場合

（ニ）その他、本事務局が本補助金の交付目的に反すると判断し、補助金の交付を行わなかった場合

2 甲及び乙は、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられないこととなった場合等には、前項の取り決めに従い、損失等の負担の範囲とその方法について、誠実に協議を行うものとする。

第7条（補助金の返還等）

甲及び乙は、補助金の交付規程第15に相当する理由で補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。

2 本事務局と国は、前項及び本規約第4条第2項に規定する補助金の還元に関して、甲並びに乙及び丙との間に生じた紛争やあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに同意する。

令和6年1月17日制定
令和6年3月22日改定^{※1}
令和6年5月30日改定

※1：令和6年4月22日以前に契約する補助事業は、令和6年1月17日制定の書式でも交付申請が可能です。
令和6年4月23日以降に契約する補助事業は、令和6年3月22日改定以降の書式でのみ交付申請が可能です。

甲及び乙は、本規約を2通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ1通を保管し、その写しを事務局に提出するものとする。

締結日：令和6年〇月〇日			
【甲】工事施工者（受注者）※2		【乙】工事発注者	
住所	〒100-9999 東京都千代田区霞が関1丁目2024番1号	補助金 還元方法※3	<input checked="" type="checkbox"/> 本件契約に係る乙の甲に対する債務(支払) に充当する方法 <input type="checkbox"/> 甲が乙に現金で支払う方法
事業者名	株式会社子育てエコホーム	住所	〒100-XXXX 東京都港区△△町1-1-1
代表者氏名※4	子育て 太郎	氏名※4	(フリガナ) チュウモン タロウ 注文 太郎
【丙①】※5※6 *乙が記名			
住所	<input checked="" type="checkbox"/> 乙と同居 <input type="checkbox"/> 乙と非同居（リフォーム後に同居します）		
氏名	(フリガナ) チュウモン ハナコ 注文 花子		
【丙②】※5※6 *乙が記名			
住所	<input type="checkbox"/> 乙と同居 <input checked="" type="checkbox"/> 乙と非同居（リフォーム後に同居します）		
氏名	(フリガナ)		

※2：請負契約の締結者と同じ者が記名及び社印を押印（個人事業主は実印）すること。

（必ずしも代表取締役である必要はありません。）

※3：甲乙が同意した内容について、乙が記入すること。

※4：自筆による署名の場合、押印は任意とする。（法人の場合は押印が必須）

※5：（若者夫婦世帯として申請する場合）

乙が若者夫婦のいずれかである場合、丙①にはその配偶者の氏名を乙が記名すること。（丙②は記名不要）

乙が若者夫婦の親等である場合、丙①②には同居する若者夫婦の氏名を乙が記名すること。

※6：（子育て世帯として申請する場合）

乙が子育てを行う者である場合、丙①にはその子の氏名を乙が記名すること。

本紙は、子育てエコホーム支援事業補助金 交付決定通知書のサンプルです。

交付決定番号

XXXXXXX

子育てエコホーム支援事業補助金
(様式5)

令和 6 年 ○ 月 × 日

子育てエコホーム支援事業補助金 交付決定通知書

株式会社子育てエコホーム 殿

子育てエコホーム支援事業事務局

申請された子育てエコホーム支援事業補助金は、子育てエコホーム支援事業補助金の交付規定第7の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

1. 補助金の交付対象となる事業及び内容は以下の補助金交付申請書のとおりとする。

交付申請日	令和6年○月○○日
交付申請番号	XXXXXXX
担当者氏名	子育て二郎
申請タイプ	注文住宅の新築
共同事業者	注文太郎
住宅の所在地	〒200-×××× 東京都 渋谷区 ○○町 9-9-9
引渡(予定)日	令和6年○月△△日

2. 「1.」の交付申請に基づく補助金の交付決定額は以下のとおり決定する。

交付決定日	令和6年△月××日
交付決定額	1,000,000 円
交付の条件	注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入で申請した場合は、マニュアル等に定める完了報告期限までに完了報告を提出すること
補助金支払(予定)日	完了報告後
取下期日*	補助金支払日

* 当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服がある場合の、申請の取り下げ期日

3. 補助金の交付を受けた者は、「子育てエコホーム支援事業補助金交付規程」及び「子育てエコホーム支援事業補助金交付申請等マニュアル」等に基づいた適正な手続き、並びに補助金交付を受けた財産の適切な管理を行わなければならない。

以上

【注意事項】

- 事業の遅延、取り下げは、事務局に連絡の上、その指示に従うこと。
- 本通知の内容は共同事業者にも通知されます。
- 印字することのできない一部の人名漢字等を、常用漢字もしくはひらがなに置きかえている場合があります。

本紙は、子育てエコホーム支援事業補助金 実績報告書（兼、請求書）のサンプルです。
実際の実績報告書（兼、請求書）は、事務局が提供するシステム上で作成されるため、独自に加工・作成したものは一切利用できません。

子育てエコホーム支援事業補助金
(様式6)

令和 6 年 ○月 × 日

子育てエコホーム支援事業事務局 殿

子育てエコホーム支援事業補助金 実績報告書（兼、請求書）

子育てエコホーム支援事業補助金交付規程第9の規定に基づき、交付決定を受けた補助事業が完了しましたことを報告します。

また、子育てエコホーム支援事業事務局が、本報告書に基づき、交付すべき補助金の額を確定したときは、同規程第9の規定に基づき、当該額を子育てエコホーム支援事業補助金に係る国庫補助金として、以下のとおり請求します。

【補助事業者】

登録事業者番号	S123456	
交付申請者 (個人事業主氏名)	株式会社子育てエコホーム	
代表者	肩書	代表取締役
	氏名	子育て太郎
住所	〒100-9999 東京都千代田区霞が関 1丁目 2024 番 1号	
担当者氏名	子育て二郎	

【共同事業者】

氏名 (住宅取得者等)	注文太郎
現住所	〒100-××× 東京都 港区 △△町 1-1-1

【実績報告する補助事業】

交付決定番号	XXXXXXXXXX
交付決定日	令和6年△月××日
住宅の所在地	〒200-××× 東京都 渋谷区 ○○町 9-9-9
実績報告額 (交付決定額)	1,000,000 円 (1,000,000) 円

【補助金の請求】

請求額	交付すべき補助金の額として、事務局が確定した額とする
振込先	交付申請時に指定した銀行口座

【注意事項】 ・印字することのできない一部の人名漢字等を、常用漢字もしくはひらがなに置きかえている場合があります。

本紙は、子育てエコホーム支援事業補助金 交付額確定通知書のサンプルです。

確定番号	XXXXXXX
------	---------

子育てエコホーム支援事業補助金
(様式7)

令和 6 年 ○ 月 × 日

子育てエコホーム支援事業補助金 交付額確定通知書

株式会社子育てエコホーム 殿

子育てエコホーム支援事業事務局

交付決定のあった子育てエコホーム支援事業補助金は、子育てエコホーム支援事業補助金の交付規定第9の規定に基づき、下記のとおり確定したので、通知します。

記

1. 補助金の交付対象となる事業及び内容は以下の補助金交付申請書のとおりとする。

交付申請日	令和6年○月○○日
交付申請番号	XXXXXXX
担当者氏名	子育て二郎
申請タイプ	注文住宅の新築
共同事業者	注文太郎
住宅の所在地	〒200-×××× 東京都 渋谷区 ○○町 9-9-9
引渡(予定)日	令和6年○月△△日

2. 「1.」の交付申請に基づく補助金の交付額は以下のとおり確定する。

補助金確定日	令和6年○○月○○日
交付確定額	1,000,000 円
補助金支払日	令和6年○○月□□日

以上

- 【注意事項】
- 本通知の内容は共同事業者にも通知されます。
 - 印字することのできない一部の人名漢字等を、常用漢字もしくはひらがなに置きかえている場合があります。

記入見本

子育てエコホーム支援事業補助金
(様式 8)

子育てエコホーム支援事業事務局 殿

子育てエコホーム支援事業補助金 取り下げ申請書

子育てエコホーム支援事業補助金交付規程第8の規定に基づき、交付決定を受けた補助事業の取り下げを行います。

令和 6 年 × 月 ○ 日記入

【補助事業者】※すべて必須（個人事業主の場合は、法人代表者の情報を除く）

登録事業者番号	S123456		
補助事業者 (個人事業主氏名)	株式会社子育てエコホーム		
代表者	肩書	代表取締役	
	氏名	子育て 太郎	
住所	〒100-9999 東京都千代田区霞が関1丁目2024番1号		
担当者氏名	子育て 二郎		
電話番号*	03-XXXX-XXXX	メールアドレス*	ecohome@mail.co.jp



*法人の場合は、担当者の連絡先を記入してください。

【共同事業者】※すべて必須

氏名 (住宅取得者等)	注文 太郎	印
現住所	〒100-××× 東京都 港区 △△町 1-1-1	
電話番号*	03-XXXX-△△△△	メールアドレス* taro@▲▲▲.com

*法人の場合は、担当者の連絡先を記入してください。

【取り下げする補助事業】※すべて必須

交付決定番号	XXXXXXXXXX	
交付決定日	令和6年△月××日	
取り下げ理由	申請情報に変更が生じたため	

【注意事項】 予め事務局に相談し、その指示により提出すること。

取り下げ申請書 提出のご注意

✓ 予め事務局に相談してください

※ 事務局からの指示無く提出された場合は受理されません

※お問い合わせ窓口 0570-062-065 (通話料がかかります)

一部の IP 電話からは 050-3524-7232 (通話料がかかります)

受付時間 9:00~17:00 (土、日、祝日含む)

※2025年5月1日より電話番号が変わりました。

※相談時には、必ず「補助事業者名」「交付決定番号」「共同事業者名」
「取り下げ理由」等をお伝えください

記入見本

子育てエコホーム支援事業補助金
(様式 9)

子育てエコホーム支援事業事務局 殿

子育てエコホーム支援事業補助金 財産処分承認申請書

子育てエコホーム支援事業補助金交付規程第17の規定に基づき、交付決定を受けた補助対象財産の
処分について、以下のとおり承認を申請します。

令和 6 年 ○月 ○日記入

【共同事業者】※すべて必須

氏名 (住宅取得者等)	注文 太郎	印
現住所	〒100-XXXX 東京都 港区 △△町 1-1-1	
電話番号*	03-XXXX-△△△△	メールアドレス* taro@▲▲▲.com

*法人の場合は、担当者の連絡先を記入してください。

【交付申請者】※すべて必須（個人事業主の場合は、法人代表者の情報を除く）

登録事業者番号	S 1 2 3 4 5 6	
補助事業者 (個人事業主氏名)	株式会社子育てエコホーム	
代表者	肩書 代表取締役	
	氏名 子育て 太郎	
住所	〒100-9999 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2024 番 1 号	
担当者氏名	子育て 二郎	
電話番号*	03-XXXX-XXXX	メールアドレス* ecohome@mail.co.jp

*法人の場合は、担当者の連絡先を記入してください。

【処分する補助対象財産】※すべて必須

管理番号	XXXXXXXXXX
交付決定番号	XXXXXXXXXX
交付確定日	令和 6 年 ○月 ○日
交付確定額	1,000,000 円
住宅の所在地 および処分財産	〒200-XXXX 東京都 渋谷区 ○○町 9-9-9
処分相手	※住所、氏名、使用目的等 〒200-XXXX 東京都 渋谷区 ○○町 9-9-9 住宅 一郎 使用目的 売却
処分の条件	※譲渡価格等 50,000,000 円

財産処分承認申請書 提出のご注意

✓ 予め事務局に相談してください

※ 事務局からの指示無く提出された場合は受理されません

※お問い合わせ窓口 0570-062-065 (通話料がかかります)

一部の IP 電話からは 050-3524-7232 (通話料がかかります)

受付時間 9:00~17:00 (土、日、祝日含む)

※2025年5月1日より電話番号が変わりました。

※相談時には、必ず「補助事業者名」「交付決定番号」「共同事業者名」等を
お伝えください

子育てエコホーム支援事業補助金 工事出来高確認書

以下のとおり、要件を満たす工事出来高を達成していることを確認しました。

また、工事の状況や写真の報告についても、実際の物件、工事のものであることを確認しました。

証明を行った建築士の情報

建築士の情報			
建築士の種別	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士	登録を受けた 都道府県 ^{*1}	東京都
フリガナ	ケンチク タロウ	登録番号	00000000
氏名	建築 太郎	連絡先 ^{*2}	03-XXXX-XXXX

* 1 一級建築士の場合は、記入の必要はありません。

* 2 日中に連絡が取りやすい電話番号を記入してください。

対象となる住宅の情報

対象となる住宅の 所在地 ^{*1}	〒200-XXXX 東京都渋谷区○○町 9-9-9			階数	2
建築着工日	令和 6 年 ○ 月 × 日	工事完了(予定)日	令和 6 年 △ 月 ○○ 日		
対象工事 ^{*3} の 着手(予定)日	令和 6 年 ○ 月 □ 日 ※基礎工事より後の工程の工事				
住宅の立地 ✓ 必須	<input checked="" type="checkbox"/> 次頁の該当箇所に全てチェックを記入した ※次頁『【別紙】対象となる住宅の情報(住宅の立地)』を確認いただき、指示に従って記入してください。				
都市再生特別措置法 による公表 ^{*3} の有無 いずれか✓ 必須	<input checked="" type="checkbox"/> 本住宅の建築に係る工事が都市再生特別措置法第88条第1項 ^{*2} に基づく届出の対象でない <input type="checkbox"/> 本住宅の建築に係る工事が都市再生特別措置法第88条第1項 ^{*2} に基づく届出の対象である場合、当該届出をした者が、都市再生特別 措置法第88条第5項の規定による、同条第3項における本住宅に係る勧告に従わなかった旨を公表されていない ^{*3}				

* 1 住居表示が定まっていない場合、地名地番表記でも可

* 2 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」において、一定の規模以上（3戸以上又は1戸若しくは2戸で規模が1,000m²以上）の開発行為を行おうとする者は、市区町村へ届け出を行わなければならぬ、と定められています

* 3 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」かつ「災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域）内」で建設されたもののうち、一定の規模以上（3戸以上又は1戸若しくは2戸で規模が1,000m²以上）の開発によるもので、都市再生特別措置法第88条第3項に基づき、住宅等の立地を適正なものとするために行われる市町村長の勧告に従わなかった場合、その旨が市長村長により公表できる、と定められています

出来高の報告

出来高確認日 ^{*1}	令和 6 年 □ 月 △△ 日	
<input checked="" type="checkbox"/> ①現地において、基礎工事（杭基礎の場合は杭工事）が完了していることを確認しました。		
<input type="checkbox"/> ②現地において、以下、全住戸分の補助額を超える工事出来高を達成していることを確認しました。		
出来高の報告 (①②の い ず れ か で 確 認)	建物工事総額 × 万円	
	工事出来高 % ≡	
	補助額 万円	
	住戸数 戸	
建物の建築工事の 総額（税込）を記入 (最新の見積における総額)	報告した時点の 工事出来高を記入	・長期優良住宅：100万円 ※市街化調整区域かつ土砂災害 警戒区域又は浸水想定区域に立地 する住宅は原則50万円 ・ZEH水準住宅：80万円 ※市街化調整区域かつ土砂災害 警戒区域又は浸水想定区域に立地 する住宅は原則40万円
		建物の総住戸を記入 (戸建は1戸と記入)

* 1 現地を確認した日

【別紙】対象となる住宅の情報（住宅の立地）

上から順に該当する/しないのどちらか一方の□に必ずチェックを入れ、下に進んでください。

該当する「追加で提出が必要な書類」を確認し、書類を用意したら□にチェックを入れてください。

土砂災害特別警戒区域^{*1}又は災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域に重複する区域に限る）^{*2}に立地する

該当する

該当しない

市街化調整区域^{*3}に立地する

該当する

該当しない

土砂災害警戒区域^{*4}又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域もしくは高潮浸水想定区域における浸水想定高さ 3 m 以上の区域をいう）^{*5}に立地する

該当する

該当しない

立地上の制約による従前の土地における建替え住宅^{*6}である

該当する

該当しない

（「新築分譲住宅の購入」で申請を行う方は選択不可）

提出書類

A : 【該当する場合、全員必須】

- 重ねるハザードマップ提出用台紙
- 登記事項証明書

提出書類

なし

（申請不可）

提出書類

B : 【解体工事と建築工事の発注者が同じことを証明する場合、A に加えて必須】

- 解体工事と建築工事の発注者が同じことが分かる書類^{*7}

提出書類

- 重ねるハザードマップ提出用台紙

提出書類

- 重ねるハザードマップ提出用台紙

提出書類

なし

* 1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づく土砂災害特別警戒区域

* 2 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく地方公共団体が条例にて定める災害危険区域のうち、急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域に重複する区域

* 3 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく市街化調整区域

* 4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づく土砂災害警戒区域

* 5 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく浸水想定区域のうち、洪水浸水想定区域もしくは高潮浸水想定区域における浸水想定最大規模が高さ 3 m 以上の区域

* 6 従前建物と同一場所において、建替前後の住宅所有者が同じであること、または解体工事と建築工事の発注者が同じであることが要件です。なお、「新築分譲住宅の購入」で本事業の申請を行う方は建替え住宅の要件の対象外となります。

* 7 例として、「従前建物の解体工事請負契約書及び解体工事見積書」や「従前建物の建物滅失証明書及び登記完了証」が挙げられます。

【確認書別紙】工事状況の写真報告

																	
<table border="1"><tr><td>日付</td><td>2024年5月10日</td></tr><tr><td>邸名</td><td>山田様</td></tr><tr><td>場所</td><td>東京都千代田区</td></tr><tr><td>工事</td><td>基礎①</td></tr></table>	日付	2024年5月10日	邸名	山田様	場所	東京都千代田区	工事	基礎①	<table border="1"><tr><td>日付</td><td>2024年5月10日</td></tr><tr><td>邸名</td><td>山田様</td></tr><tr><td>場所</td><td>東京都千代田区</td></tr><tr><td>工事</td><td>基礎①</td></tr></table>	日付	2024年5月10日	邸名	山田様	場所	東京都千代田区	工事	基礎①
日付	2024年5月10日																
邸名	山田様																
場所	東京都千代田区																
工事	基礎①																
日付	2024年5月10日																
邸名	山田様																
場所	東京都千代田区																
工事	基礎①																
番号	1																
内容	基礎工事																
番号	2																
内容	基礎工事																
番号																	
内容																	
番号																	
内容																	
番号																	
内容																	
番号																	
内容																	